

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十六号（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十二号金額の欄イ」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。